

高等学校路線バス通学等支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号。以下「規則」という。）第24条及び第25条に基づき、高等学校路線バス通学等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な細目を定めるものとする。

(補助金の申請等に係る委任)

第2条 高等学校に公共交通機関を利用して通学する市内居住の生徒及び鹿児島県立志布志高等学校に在籍する市外居住の生徒の保護者等（以下「保護者」という。）は、補助金の申請、請求及び代理受領に関する権限を各高等学校が指定する者（以下「会長等」という。）に委任することができる。この場合において、保護者は委任状（様式第1号）を会長等に提出するものとする。

(補助金の申請)

第3条 保護者及び会長等は、補助金の申請をしようとするときは、高等学校路線バス通学等支援事業補助金申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 補助金の申請は、7月、10月、1月及び3月に行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、高等学校路線バス通学等支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第5条 保護者及び会長等は、前条に規定する通知書を受領したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとする保護者及び会長等は、高等学校路線バス通学等支援事業補助金請求書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によ

るものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。